自己	自己点検シート【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】									
事業所名										
点検者の職種・氏名										
点検年月日	令和 年 月 日									

各項目を点検し、確認事項の内容を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」、該当する事例がない場合は「事例なし」 にチェック (□を■に塗りつぶすなど)をしてください。

根拠条文欄において、「条例」とあるのは「市川市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備,及び運営に関する基準(平成24年条例第38号)」を指します。「予防条例」とあるのは「市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第39号)」を指します。「法」とあるのは「介護保険法(平成9年法律第123号)」を指します。「規則」とあるのは「介護保険法(平成9年法律第123号)」を指します。

		7th = 7 T	根拠条文	Ķ	検結:	果	
	点検項目	確認事項	恨拠余又	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
	I 基本方						
1	基本方針	指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護(以下「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。	条例第62条				
	(介護予防)	指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業は、その認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。					
	Ⅱ 人員	 基準					
		【単独型・併設型】 提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が1以上となっていますか。	条例第63条、 第66条 予防条例第6 条、第9条				
2	! 従業者の員数	生活相談員は、社会福祉士・精神保健福祉士・介護 支援専門員・介護福祉士・社会福祉主事任用資格を 有する者又はこれらと同等以上の能力を有する者が 配置されていますか。					
		単位毎に、専ら当該サービスの提供に当たる看護職員(看護師又は准看護師)または介護職員を1以上配置していますか。また、看護職員または介護職員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間数で除した数が1以上となっていますか。					

点検項目 点検項目			相 切 冬 文	根拠条文 ┣━━━━		果	「不適」の場合の事由及び
	口外外示	唯心于久	似泛木人	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
		(4) 機能訓練指導員を1名以上配置していますか。					
		(5) 機能訓練指導員は、必要な訓練を行う能力を有している者(※)が配置されていますか。					
2	2 従業者の員数	※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師または一定の実務経験を有するはり師、きゅう師					
		(6) 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち1名以上 は常勤となっていますか。					
3	管理者	(1) 常勤の管理者を置いていますか。	条例第64条、 68条 予防条例第7				
		(2) 管理者は、必要な研修を修了していますか。	条、11条				
	Ⅱ設備	基準					
4	設備及び備品 等	(1) 食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有していますか。また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備・備品を備えていますか。	予防条例第8				
		【食堂、機能訓練室】					
		(2) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さがあり、その合計した面積は三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっていますか。					
		【相談室】					
		(3) 遮へい物の設置など相談の内容が漏えいしないよう 配慮されていますか。					
		【消火設備その他非常災害に際して必要な設備】					
		(4) 消防法その他法令等に規定された設備は確実に設置されていますか。					

	点検項目		確認事項 根拠条文	Я	技検結:	果	「不適」の場合の事由及び	
	从快 块日	=	胜心护领	依拠未入	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
	Ⅲ 運	営	基準					
5	内容及び きの説明 同意		サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、介護従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	条 予防条例第12				
6	提供拒否止	での禁	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはあり ませんか。	条例第82条で 準用する第11 条 予防条例第13 条		_		
7	サービス・困難時の		自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用 申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切 な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに 取っていますか。	条例第82条で 準用する第12 条 予防条例第14 条		_		
8	受給資格確認	各等の	サービスの提供を求められた場合は、その者の提示 する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認 定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめ ていますか。					
9	要介護認 の申請に 援助			条例第82条で 準用する第14 条 予防条例第16 条				
10	心身の状 の把握		況、その置かれている環境、他の保健医療サービス	条例第82条で 準用する第61 条の6 予防条例第17 条				
	居宅介護 事業者(カ 予防支援 者)等との 携	介護 賽事業	し、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)そ	条例第82条で 準用する第16 条 予防条例第18 条				
11	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	_	(介護予防)認知症対応型通所介護のサービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行っていますか。					
12	法定代理サービス供を受けめの援助	の提 るた	利用申込者又はその家族に対して、法定代理受領 サービスについて説明し、必要な援助を行っていま すか。	条例第82条で 準用する第17 条				

	点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び
	灬(大)(大)(口	唯心书久		適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
13	居宅サービス 計画(介護予 防サービス計 画)に沿った サービスの提 供	居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	条例第82条で 準用する第18 条 予防条例第20 条				
14	居宅サービス 計画等の変更 の援助	利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は必要な援助を行っていますか。	条例第82条で 準用する第19 条 予防条例第21 条				
15	サービスの提	(1) サービスを提供した際は、必要な事項を書面等に記録していますか。	準用する第21 条 予防条例第22				
15	サービスの提供の記録	(2) サービスを提供した際に、提供したサービスの内容等の記録とともに、利用者からの申出があった場合には、文書等の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	1条				
		(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者 負担分の支払を受けていますか。	条例第82条で 準用する第61 条の7				
		(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	予防条例第23 条				
16	利用料等の受 領	(3) 下記のサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 通常要する時間を超えるサービス提供で、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用					
17	保険給付の請求のための証明書の交付	利用料の支払を受けた場合は、必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。					
18	指定(介護予 防)認知症対 応型通所介護 の基本取扱方 針	利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。 (1) (介護予防)認知症対応型通所介護の質の評価を行	条例第71条 予防条例第43 条				
		(介護予防/認知証料応至通所介護の員の評価を行 い、常にその改善を図っていますか。 (2)					

	点検項目	確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び
				適	事例なし 不適 改善方法(別紙可		
	指定(介護予防)認知症対 応型通所介護 の具体的取扱 方針	利用者が住み慣れた地域での生活を継続すること 条例ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参 予防(1) 加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当 適切に行っていますか。					
		利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞ れの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を 送ることができるよう配慮して行なわれていますか。					
		(介護予防)認知症対応型通所介護計画に基づき、 漫然かつ画一的なものとならないように、利用者の 機能訓練及びその者が日常生活を営むことができる よう必要な援助を行っていますか。	_				
19		介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切 丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービ スの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行なっていますか。					
13		(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって サービスの提供を行っていますか。					
		常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相 談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサー ビスを利用者の希望に沿って適切に提供しています か。					
		【介護予防のみ】 介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも (7) 1回は、モニタリングを実施していますか。また、管理者は、モニタリングの結果を記録し、それを介護予防サービス計画を作成した介護予防支援事業者に報告していますか。					
	(介護予防)認 知症対応型通 所介護計画書 の作成		列第73条 方条例第44				
		(介護予防)認知症対応型通所介護計画書は居宅 サービス計画書(介護予防サービス計画書)に沿っ (2) た内容となっていますか。又必要に応じて変更して いますか。					
20		(介護予防)認知症対応型通所介護計画書の内容に ついて利用者又はその家族に説明を行い、利用者 (3) から同意を得ていますか。					
		(介護予防)認知症対応型通所介護計画書を利用者 に交付していますか。 (4)					
		提供したサービスの実施状況や目標の達成状況の (5) 記録を行っていますか。					

	点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		果	「不適」の場合の事由及び	
	小伙伙日			適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)	
	利用者に関する本市への通知	利用者が、正当な理由なしに利用に関する指示に従わないことにより、要介護等状態の程度を増進させ(1) たと認められる時は、その旨を本市に通知していますか。	準用する第29					
21		利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとした時は、その旨を本市に通(2) 知していますか。						
22	緊急時等の対 応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医への 連絡など必要な措置を講じていますか。	条例第82条で 準用する第55 条 予防条例第26 条					
23	管理者の責務	管理者は、介護従業者の管理及び利用の申込みに 係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を 一元的に行っていますか。 また、介護従業者に必要な指揮命令を行っています か。	条例第82条で 準用する第61 条の11 予防条例第27 条					
24	運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ⑤ 指定(介護予防)認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 10 その他運営に関する重要事項	条例第75条 予防条例第28 条					
		利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めていますか。	条例第82条 で準用する第 61条の13 予防条例第29 条					
		(2) 介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。						
25	勤務体制の 確保等	介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。またこの場合、原則すべての従事者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。						
		性的な言動、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。						
26	* 教继结斗面	感染症または非常災害の発生時において利用者に 認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施 (1) するための計画および非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画を策定し、当該計画に従い必 要な措置を講じていますか。	条の2					
		(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施していますか。 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ						
27	定員の遵守	(3) て変更をしていますか。 利用定員を超えて指定(介護予防)認知症対応型通 所介護の提供を行っていませんか。	条例第82条 で運用する61 条の14 予防条例第30 条					

	点検項目	—————————————————————————————————————	根拠条文	ķ	検結	果	「不適」の場合の事由及び
	MK-X1	ᄯᄠᄱᅜᅮᅮᄌ	IKI/CX/	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
28	非常災害対策	非常災害に関する具体的計画を立て関係機関等の 連携体制等の整備を行っていますか。また非常災害 に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓 練を行っていますか。この場合、地域住民の参加が 得られるよう連携に努めていますか。					
		利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲 用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は 衛生上必要な措置を講じていますか。	61条の16				
29	衛生管理等	事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じていますか。 ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可)を概ね6月に1回以上開催とその結果の従業者へ周知。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備。 ③感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練の実施。	·予防条例第32 条				
30	掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示またはこれらを記載した書面を事業所に備え付け、かつこれをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。	35条				
		従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 (1)	条例第82条 で運用する第 36条 予防条例第34 条				
31	秘密保持等	当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘(2) 密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。					
		サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書等により得ていますか。					
32	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は 誇大なものとなっていませんか。	条例第82条 で運用する第 37条 予防条例第35 条				
33	居宅介護支援 事業者(介護 予防支援事業 者)に対する 利益供与の禁 止	居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	子叶冬川笠26				

点検項目		確認事項	根拠条文	点	検結	果	「不適」の場合の事由及び
	从快 归	唯 総 争 項		適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
		提供したサービスに係る利用者及びその家族からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受 け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を 講じていますか。	条例第82条 で準用する第 39条 予防条例第37 条				
		(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容 等を記録していますか。					
34	苦情処理	提供したサービスに関し、本市が行う文書その他の物件の提出等に応じ、及び本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に添って必要な改善を行っていますか。					
		(4) 本市からの求めがあった場合には(4)の改善の内容 を本市に報告していますか。					
		提供したサービス係る利用者からの苦情に関して国 民健康保険団体連合会が行う調査に協力するととも (5) に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言 を受けた場合においては、当該指導又は助言に従っ て必要な改善を行っていますか。					
		事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めが (6) あった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険 団体連合会に報告していますか。					
		サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は地域包括 (1) 支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話等の活用可)を設置していますか。	条例第82条 で準用する第 61条の17 予防条例第40 条				
35		運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催し、活動状況を報告しその評価を受けるとともに、必要な (2) 要望、助言等を聴く機会を設けていますか。					
	地域との連携 等	運営推進会議で出された報告、評価、要望、助言等 についての記録を作成し、これを公表していますか。 (3)					
		事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交(4) 流を図っていますか。					
		事業所と同一の建物に居住する利用者に対しサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めていますか。					

	点検項目	確認事項	根拠条文	ķ	検結	果	「不適」の場合の事由及び
	X-X-L	HE DU 7. X		適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
		利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、本市、当該利用者の家族、当該利用者(1) に係る居宅介護支援事業者(介護支援予防事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	条例第82条で 準用する第61 条の18 予防条例第38 条				
36	事故発生時の 対応	(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置につ (2) いて記録していますか。					
		利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事 (3) 故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ってい ますか。					
		事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐ (4) ための対策を講じていますか。					
37	虐待の防止	虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じていますか。 ①虐待の防止のための対策を講ずる委員会(テレビ電話等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従事者に周知する。 ②虐待の防止のための指針の整備。 ③定期的な虐待の防止のための研修の実施 ④①~③を適切に実施するための担当者を置く。	予防条例第38 条の2				
38	会計の区分	指定(介護予防)認知対応通所介護事業所ごとに経 理を分けているとともに、他の事業との会計を区分し ていますか。	条例第82条で 準用する第42 条 予防条例第39 条				
		(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 していますか。	条例第81条 予防条例 第41条				
39	記録の整備	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存していますか。(第1号、第2号、第7号に掲げる記録にあっては、5年間) ①(介護予防)認知症対応型通所介護計画②具体的なサービスの内容等の記録 ③利用者に関する本市への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥運営推進会議の記録 ⑦従業者の勤務の記録					

	点検項目		確認事項	根拠条文	۲.			「不適」の場合の事由及び
	<i>™</i> 1	快场口	唯心于久	似贬未入	適	事例なし	不適	改善方法(別紙可)
	IV	変更の	の届出等					
4	変等	更の届出	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該(介護予防)認知症対応型通所介護事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を本市に届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 登記事項証明書又は条例等 ④ 建物の平面図及び設備の概要 ⑤ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑥ 運営規程	規則第140条 の30				